昭和55年7月5日563号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

鳳輦　夏の都心をゆく

山王まつり　6月13日

衆議院議員 参議院議員 選挙の結果

千代田区の投票率は72.70%

六月二十二日(日)、衆議院・参議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査が行われました。

衆院選における千代田区の投票率は、七十二・七〇%で、前回(五十四年十月)と比べて十一・六九%上回りました。

また、衆院選の東京都全体の投票率は、六十七・四九%で、当区の投票率はこれを五・二一%上回りました。

なお、投票所別の有権者数(当日有権者数)、投票者数、投票率と、候補者別得票数は表のとおりです。

●衆議院議員選挙投票所別有権者数・投票者数・投票率

投票区名	投票所名	有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)	投票区名	投票所名	有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
1	番町出張所 丸の内分室	258	141	54.65	11	神田小学校	3,031	2,261	74.60
2	永田町小学校	2,079	1,451	69.79	12	今川中学校	1,389	975	70.19
3	麹町小学校	4,704	3,356	71.34	13	千桜小学校	1,063	770	72.44
4	九段小学校	5,115	3,743	73.18	14	今川小学校	2,850	1,898	66.60
5	富士見小学校	4,316	2,989	69.25	15	佐久間小学校	1,999	1,533	76.69
6	千代田区役所	1,264	935	73.97	16	芳林小学校	3,794	2,929	77.20
7	西神田小学校	3,817	2,924	76.60	17	番町小学校	1,977	1,364	68.99
8	錦華小学校	3,687	2,764	74.97		男	21,919	15,762	71.91
9	小川小学校	2,149	1,575	73.29		女	23,384	17,175	73.45
10	淡路小学校	1,811	1,329	73.38		合計	45,303	32,937	72.70

●衆議院議員選挙(東京都第1区)候補者別得票数(届出順)

候補者名(当は当選者)	党派名	得票数 千代田区	得票数 港区	得票数 新宿区	合計
当 大つか ゆうじ	自由民主党	6,723	27,032	25,522	59,277
千代丸 健二	革新自由連合	176	709	1,082	1,967
今井 晶三	新自由クラブ	1,376	4,743	7,042	13,161
当 よさの かおる	自由民主党	11,112	22,941	42,221	76,274
矢田 茂	無所属	102	405	903	1,410
当 あすかた いちを	日本社会党	5,165	15,948	29,029	50,142
平山 知子	日本共産党	3,470	13,986	25,978	43,434
木内 良明	公明党	4,154	14,597	29,600	48,351
木本 幸雄	日本国民権利擁護連盟	17	34	154	205

●参議院(東京都選出)議員選挙候補者別得票数(届出順)

候補者名(当は当選者)	党派名	千代田区	合計(東京都)
赤石 貞治	無所属	59	19,423
品川 司	国民民主党	100	37,802
当 安井 謙	無所属	9,138	1,315,583
くりす 弘臣	民社党	3,683	696,901
赤尾 敏	大日本愛国党	163	37,474
当 三木 忠雄	公明党	2,363	874,017
当 宇都宮 徳馬	無所属	3,296	813,583
かとう 清政	日本社会党	10,945	681,811
当 上田 耕一郎	日本共産党	2,119	815,754
南 俊夫	世界連邦推進委員会	38	9,723
深作 清次郎	反ソ決死隊	26	6,823

今回行われた衆議院議員・参議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査につきましては、区民のみなさまをはじめ、関係各機関のご協力により無事終了いたしました。

ここに厚くお礼申上げます。

昭和五十五年六月

千代田区選挙管理委員会

第二回区議会定例会

第二回区議会定例会が、六月二十六日から開かれました。

この定例会には、「千代田区組織条例の一部を改正する条例」など、条例を改正する議案三件や契約議案一件のほか、昭和五十四年度一般会計予算の繰越しについての報告一件が提出されました。

提出された議案は、つぎのとおりです。

・東京都千代田区組織条例の一部を改正する条例
・東京都千代田区立社会教育会館条例の一部を改正する条例
・災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
・地域防災行政無線システム導入機器購入の契約について
・昭和五十四年度東京都千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

☆☆☆☆☆☆千代田区ビデオ広報☆☆☆☆☆☆

区役所玄関ロビー、各区民会館、富士見福祉会館、老人福祉センター、保健所、図書館などの区立施設で、お気軽にご覧ください。

わがまち千代田

第4号(7月号)　7月7日放映開始

主な内容
- 夏休みの過ごしかた
- 山王まつり
- 母と子のよい歯コンクール
- こども市

チビッコたちの水遊びに

7月19日から　こどもの池を開設

区内に5か所

小学校に入る前のチビッコたちのおたのしみ「こどもの池」が、ことしも、東郷元帥記念公園ほか四か所で、七月十九日(土)からオープンします。

池の深さは三十センチ前後ですから、小さなこどもさんでも安心です。

また、それぞれの池には、トイレとシャワーの設備があります。

開設場所　東郷元帥記念公園、神田児童公園、芳林公園、和泉公園、千鳥ケ淵公園（半蔵門際）

開設期間　七月十九日(土)から八月二十五日(月)までの毎日

利用時間　午前十時から正午まで と午後一時から四時まで（毎週月曜日の午後二時からは清掃・点検のため利用できません）

利用できるこども　小学校入学前の幼児（大人のひとの付添が必要です）

●利用するときの注意

こどもの池を利用するときには、つぎのことに注意してください。

・池に入る前に用便をすませ、シャワーで体をよく洗いましょう
・体の調子がおかしいときは、水遊びは控えましょう
・水に入る前の準備体操は忘れずにしましょう
・池の管理員の指示には必ず従いましょう

問合せ　公園河川課工務係

夏のひととき

灯ろう流し

ご家族でおいでください

七月十四日(月)には、千代田区の夏の風物詩としておなじみの「戦没者追悼式」と「納涼灯ろう流し」が、さらに、七月十三日(日)から四日間にわたって「納涼民踊のつどい」が開催されます。

みなさんおそろいで、どうぞ。

戦没者追悼式

第二次世界大戦で亡くなられた方の霊を慰めるため行われます。

とき　七月十四日(月)、午後六時三十分から（雨天のときは、十五日(火)に延期）

ところ　千鳥ケ淵戦没者墓苑

納涼灯ろう流し

夏の夜の風物詩として、区の名物行事の一つとなっています。

水面に揺らぐ灯ろうの淡い光を見つめながら、夏の夜のひとときを過ごしてみませんか。

とき　七月十四日(月)、午後六時三十分から（雨天のときは、十五日(火)に延期）

ところ　千鳥ケ淵ボート場

なお、先着五百名のこどもさんには花火を、大人の方にはうちわを差上げます。

納涼民踊のつどい

仕問の暑さを忘れて踊ってみませんか。

みなさんにおなじみの曲目ばかりですので、ふるってご参加を。

とき　七月十三日(日)から十六日(水)までの四日間（雨天のときは中止）、午後六時三十分から

ところ　靖国神社境内（大村益次郎銅像周囲）

区長にひとこと 電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264-0151

毎月1日と15日　午前10時～11時30分

区政に対する意見・要望・提案などがありましたらお気軽にダイヤルして、区長と直接お話ししてください。

防ごう非行　助けよう立ち直り

社会を明るくする運動

7月1日～31日

いよいよ夏休みがやってきます。青少年にとって夏休みは、学校生活から離れ、その解放感で生活が不規則になることから、非行に走りやすい時期であるといわれています。

最近、青少年に関した暗い事件が多く、とくに、暴力的な非行や自殺が増えている傾向にあるばかりか、非行の集団化や低年齢化が目立っています。

＊

このような青少年をとりまく社会環境の中で、ことしも全国いっせいに七月いっぱい「社会を明るくする運動」が行われています。

この「社会を明るくする運動」は、七月一日から三十一日までの一か月間、「青少年の非行防止と更生の促進」を重点目標とし、地域ぐるみでの運動を強化し、こどもの非行防止と非行からの立ち直りに努めようとするものです。

千代田区でも、保護司会、民生児童委員協議会、各連合町会、各種関係団体などを中心に「社会を明るくする運動」実施委員会が作られ、つぎのような運動方針を決め、街頭パレード、映画と座談会など積極的な運動を行うことになっています。

標語　「防ごう非行　助けよう立ち直り」

重点目標　「青少年の非行防止と更生の促進」

運動方針

・青少年について、正しい認識と理解を深めるため、とくに地域の人々との接触の場をつくる

・青少年の非行防止と非行少年の更生にふさわしい地域環境をつくる

映画と座談会　七月二十三日(水)午後一時三十分から　区役所十階会議室　上映作品「明日に」

この運動期間中はもとより、常日ごろから青少年の非行を防止するため、青少年を取りまく環境や悩みに理解を示し、家庭内での親と子の信頼関係を大切に、地域のひとびとと協力して健全な街づくりを心掛けることが大切です。

青少年の問題は家庭の問題

青少年は意外と親の行動を見ているものです。なにげない態度や行動に鋭敏に反応します。

そこで、親が自分の生活信条や人生観などを、常に示していくことが、必要なのではないでしょうか。

親や教師の人間としての考え方や生き方が青少年の人間形成に大きな影響を与えているものです。

いつまでも〝こども扱い〟せずに、家庭の一員としての自覚と誇りを持たせることによって、青少年は徐々に社会とのかかわりや人間関係を深め、理解していきます。

家庭の中で青少年を一人の人格者として尊重し、常にいっしょに歩もうとする親の自信ある態度こそが、青少年の孤立化を防ぎ、非行から守る上で一番望まれることではないでしょうか。

あなたには快適な音も　隣近所のひとには〝騒音〟

わたしたちは、テレビ、ステレオ、クーラー、電話のベル、自動車、楽器などさまざまな音に囲まれて生活しています。

しかしこれらの音も、時や場所などによっては、はた迷惑な〝騒音〟となる場合があります。

たとえば、音楽好きなひとにとっては心地よいピアノの音色も、関心のないひとや、勉強中、仕事中のひとにとっては迷惑な騒音に変わってしまいます。

ピアノの音色に限らず、テレビやラジオ、ステレオの音、クーラーの音、自動車の空吹かし、ペットの鳴き声…など、あなたにとって大切で必要な音も、隣近所にしてみればただの雑音にすぎないことがよくあります。

これからは、各家庭で窓をあけることが多くなり、特に夜間などはなおさらです。

お互いが〝騒音の発生源〟にならないように気をつけましょう。

「夜半の静けさ」は三十～四十ホン

わたしたちが普通に話している会話は、六十ホン程度です。クーラーの音は五十から七十五ホン、ステレオが七十から九十五ホンくらいです。

これらの音も、昼間なら周りの音（暗騒音）にかき消されたり弱められたりして、さほど気になるものではありません。

しかし、物音ひとつしない静かな夜半の暗騒音は、三十から四十ホンくらいですからこれ以上の音は、睡眠を妨げる耳ざわりな騒音と感じます。

騒音計をお貸しします

普段何気なく出している音が、隣近所に迷惑をかけていないかどうかを自分で確められるように、区では騒音計をお貸ししています。

貸出す期間は、一回につき五日以内です。

どうぞご利用ください。

申込み・問合せ　公害対策課

災害時の食糧確保に

そば屋さんや食堂との覚書

二十四万食を提供

六月十六日、区では、災害時に、区内のおそば屋さんからそば類や、それにかかる労力などを提供してもらう覚書を、東京都麺類協同組合神田、麹町、丸の内の各支部と結びました。

さらに十七日には、食堂からも米飯やそれにかかる労力を提供してもらう覚書を、東京都指定食堂協同組合神田、麹町、丸の内の各支部と交換しました。

この覚書は、災害時に麺類二十二万五千食や米飯一万七千食などを提供してもらうものです。

協力店の数は、そば屋さんが九十六店、指定食堂が十九店で、平常時に材料などを保管しておく倉庫料は、各支部の協力で無料となっています。

また、それぞれの店には、「災害時麺類等給食協力店」や「災害時米飯等給食協力店」の看板をかかげる予定です。

なお、区では、現在被害想定人口三万五千人（昼間人口も含む）分の食糧を確保するため、乾パン十四万食や缶詰三万五千缶などを常時備蓄するとともに、ことし二月には区内の米屋さんから被害想定人口の五日分に当る炊き出し用の米（九千㌔）を提供してもらう協定も結んでいます。

区勢概要 差上げています

千代田区を、総合的に紹介する目的で発行している「区勢概要」の昭和五十五年版ができあがりました。昭和五十五年版「区勢概要」は、区の長期総合基本計画の実施計画を柱に構成し、表や写真を取入れて、これからの区政のすすめ方をできるだけ分りやすくまとめました。

この「区勢概要」を、希望する方に、区政案内相談コーナー、広報課、各出張所の窓口で差上げています。

部数に限りがありますので、お早目にどうぞ。

「区勢概要」についての問合せは、広報課までお寄せください。

高齢者事業団

高齢者意向調査・事業主調査にご協力を！

新しい試みとして設立準備を進めている「高齢者事業団」のアンケート調査を行います。

高齢者事業団は、定年などで会社をやめたり、家業を若いひとに譲ってしまったおおむね六十歳以上のひとを対象に、その方々がもっている経験や能力を生かして、お互い協力し合いながら働らいてもらおうと来年二月の設立をめざして準備を進めているものです。

区では、すでに老人クラブをはじめ各出張所などで説明会を行ってきましたが、今回のアンケート調査は高齢者の方の意向と事業主の方に〝高齢者にふさわしい仕事があるかどうか〟をおききするものです。ぜひご協力ください。

六十歳以上の方を対象に 高齢者意向調査

区内に住んでいる六十歳以上の方のうち半数にあたる約五千名を対象に〝事業団に参加したいかどうか〟などをおうかがいします。

調査内容 高齢者事業団への参加の意思、参加希望理由、希望する仕事の種類など

調査方法 調査員による戸別訪問

調査時期 七月中旬から七月下旬

事業主調査

区内にある事業所の中から任意に千五百の事業所を抽出して、〝高齢者に適した仕事があるかどうか〟をおうかがいします。

調査内容 高齢者事業団に発注可能な仕事の有無、仕事の種類など

調査方法 アンケート用紙を郵送

調査時期 七月中旬から八月上旬

問合せ 福祉課

日帰りの海水浴に 国保連合会海の家

国民健康保険に加入しているひとに、日帰りで海水浴を楽しんでもらうため無料で利用できる「海の家」を開設します。

と き 七月十日(木)～八月二十五日(月)、午前九時～午後五時

ところ
- 片瀬江の島東浜海岸（紀伊国家）
- 鎌倉材木座海岸（高橋サマーハウス）

利用方法 国民健康保険課と各出張所の窓口にある「海の家無料利用券」を、利用する海の家の管理人に渡してください。

なお、宿泊はできません。

問合せ 国民健康保険課保険管理係

勤労者生活資金 三十万円まで貸付

中小企業で働く方に、生活資金の融資をあっせんする「勤労者生活資金」の制度があります。

貸付限度額 三十万円

利 率 年五・五七％

返済期間 一か月据置後、三十三か月以内の均等返済

貸付を受けられるひと

①中小企業（区外も含む）に勤務する区民か、区内の中小企業に勤務しているひと（在勤者）

②現在勤務している中小企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

③満二十歳以上のひと

④区内に住む連帯保証人がいること（やむを得ない場合は都内）

⑤この資金の貸付けを受けているときは、それを返済していること

貸付方法 商工課窓口にある申込書に必要書類を添えて申込んでください。商工課で書類を審査して、指定金融機関にあっせん書を送ります。貸付が決まると金融機関から本人宛に連絡があります。

問合せ 必要書類などについては、商工課融資係に問合せてください。

社会教育活動を行っている団体に講師を派遣

区内で社会教育活動を行っている団体が、学習活動をすすめるため講師を必要とする場合に、区が講師を派遣するものです。

対象となる団体

・会員が十名以上で、半数以上が区民である団体
・学習会などが一回二時間程度で、年間六回以上計画していること

対象とならない団体

・千代田区から補助金や他の公共団体から講師謝礼の補助を受けている団体
・営利を目的とした団体
・政治、宗教活動を主たる目的としている団体

問合せ　社会教育課文化係

●所得税第一期分●納期限は七月三十一日(木)

所得税第一期分の納期限は、七月三十一日(木)です。送付された納付書でお近くの銀行または郵便局に、必ず納めましょう。

納税には、便利な振替納税のご利用をおすすめします。

現在、振替納税を利用している方は、預金残高をお確かめください。くわしいことは、税務署に問合せてください。

麹町税務署☎294－四五五一
神田税務署☎294－四八一一

旧陸海軍の看護婦として働いていた方はいませんか

■実態調査を行っています

厚生省では、かつて陸海軍病院などに属して、陸海軍看護婦として勤務されていたひとを対象に、実態調査を行っています。

該当すると思われるひとは、区役所の福祉課まで申出てください。

対象者　陸海軍看護婦として陸海軍の病院などに勤務したことのあるひと（ただし、日本赤十字社の救護看護婦としての勤務期間だけであったひとや、すでに死亡されたひとは除きます）

調査事項　旧陸海軍看護婦としての職歴、個人で持っている在職当時の記録や看護婦免許などについて

問合せ　該当するひとや該当すると思われるひとは福祉課厚生係へ。

あなたの健康

保健所で

麹町保健所　☎212－七八一四
（分室　富士見二－一－十四）
神田保健所　☎291－三六四一

乳幼児健康相談

とき＝七月十七日(木)、八月二十八日(木)、いずれも午後一時三十分～三時　内容＝乳幼児の身体測定、保健指導、栄養指導、診察　ところ＝麹町保健所　申込み＝希望するひとは、当日会場へ。

食事療法の相談

とき＝七月二十五日(金)、午前十時～午後二時　ところ＝麹町保健所分室　対象＝食事療法を必要とするひとその家族　申込み＝電話で麹町保健所予防課業務係へ。

日本脳炎の予防接種

とき＝七月十四日(月)、二十一日(月)、二十八日(月)、いずれも午後一時三十分～三時　ところ＝神田保健所　対象＝幼稚園、保育園、小・中学校で集団接種を受けられなかった四歳以上、中学生までのひと　料金＝無料　申込み＝希望するひとは、当日直接神田保健所へ。

胃の集団検診

とき＝八月十九日(火)、午前九時～十一時　ところ＝東京都がん検診センター　対象＝三十五歳以上の区民三十八名（先着順）　申込み＝電話で神田保健所予防課業務係へ。

震度6を体験してみませんか

起震車「じしん号」

じしん号」のシンボルマーク　乗車記念に差上げます

申込みは防災課まで

青果物消費者サービスデー
7月17日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
7月11日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
7月9日(水)・23日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

7月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜印は午後5時～10時

13日	九段坂病院	☎262-9191	九段南2－1－39
	片桐医院	☎866-8466	東神田2－6－5
20日	五味医院	☎261-6580	麹町1－7
	昼 神田東診療所	☎864-0200	東神田1－10－7
	夜 同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
27日	山梨医院	☎261-2809	九段北1－7－7
	中谷医院	☎866-0796	東神田1－4－7

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急　**夜間・休日の急病は**

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレホンサービス
☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

大気汚染状況はテレホンサービスで

東京都では、大気汚染状況や緊急時の発令状況をお知らせするためテレホンサービスを行っています。
どうぞご利用ください。

☎(211)2241

おしらせ

特別区職員募集

特別区人事委員会では、東京都二十三区（特別区）の職員を、つぎのとおり募集しています。

①保健婦（大学卒程度） 受験試格＝昭和十一年四月二日～三十四年四月一日に生れたひとで、保健婦の免許を持っているひと（取得見込者も含む） 試験日＝十月十二日(日)

②事務（短大卒程度） 受験資格＝昭和三十二年四月二日～三十六年四月一日に生れたひと（学歴不問） 試験日＝十月十二日(日)

③事務・土木・建築（高校卒程度） 受験資格＝昭和三十四年四月二日～三十八年四月一日に生れたひと（学歴不問） 試験日＝十月十二日(日)

申込み＝都内の各区役所か特別区人事委員会事務局にある申込用紙により申込んでください。 問合せ＝いずれも特別区人事委員会事務局任用課☎265－〇六七一内線537～539（〒102千代田区九段北一－一－四）

ジュニアリーダー講習会

区内の小学校五年生以上から中学生までの男女生徒で、団体活動をしているひと、またこれからしようとするひとを対象に、ジュニアリーダー講習会を開催します。

日程・内容＝七月十四日(月)、午後二時三十分から区役所十階会議室で（開講式） 七月十五日(火)、午後二時三十分から区役所十階会議室で（キャンプ生活をたのしくするために） 八月五日(火)～七日(木)、山梨県丹波山村・東キャンプ場で（野外講習会） 八月二十九日(金)、午後二時三十分から区役所十階会議室で（まとめ・閉講式） 定員＝五十名（先着順） 参加費＝五千円（バンガロー、食事代） 申込み・問合せ＝七月七日(月)から社会教育課文化係で受付けます。

キャンプ会

雄大な自然に囲まれたキャンプ場で、都会の雑踏を忘れ、楽しいひとときを過ごしてみませんか。

とき＝八月二日(土)～三日(日) ところ＝奥多摩鳩の巣バットレスキャンプ場 参加資格＝区内在住・在勤者 定員＝五十五名（先着順） 参加費＝六千五百円（往復電車賃、バンガロー代、食費、保険料など） 申込み・問合せ＝七月九日(水)から、申込金三千五百円を添えて社会教育課体育係に申込んでください。

千鳥ケ淵ボート場

七・八月は六時まで

七・八月の千鳥ケ淵ボート場の利用時間は、一時間延長され午後六時までとなります。なお、乗艇券の発売は午後五時まで、また毎週月曜日は休場します。

利用時間＝午前九時三十分～午後六時 料金＝三十分二百円、一時間四百円

緑の羽根募金に二十四万円

昭和五十五年度の「緑の羽根」募金運動は、三月一日から五月十五日まで行われ、みなさんのご協力により二十四万五百八十一円の募金が集まりました。

期間中に集まった募金は、学校・公園・広場などの緑化資金として役立てます。

ご協力ありがとうございました。

55.10.1
全国いっせいに
国勢調査

麹町こども会

とき＝七月十七日(木)、午後二時三十分から ところ＝番町区民会館区民集会室 対象＝幼児と小学生 内容＝影絵「機関車やえもん」

児童館で

富士見児童館 ☎262－一〇四〇

クラブ発表会 七月十八日(金)、午後三時三十分から 音楽クラブ＝合唱、合奏 演劇クラブ＝劇「SF物語麦ひとつぶ」

西神田児童館 ☎294－〇六三一

映画会 七月十二日(土)、午後二時三十分から 「サミーは小さな大選手」

神田児童館 ☎253－六〇二一

卓球大会 七月十六日(水)、午後二時から 小学校三年生以上の出場者を募集中。

映画会 七月十九日(土)、午後二時から 「川上哲治の野球教室－守備・打撃編－」

老人福祉センターで ☎265－三九八一

映画会 とき＝七月十七日(木)午後一時三十分から 上映作品＝「キューポラのある町」

話し方教室 「ひと前で話をするのが苦手だ」と思っている方、どうぞご参加ください。とき＝七月二十六日(土)から八月二十日(水)までの毎週土曜日と水曜日（延八回）午後二時から四時まで 講師＝正木宏氏（話力研究所所員） 対象者＝六十歳以上の区民二十名 申込み＝七月八日(火)から先着順に窓口で受付けます。

第十二回ことぶき学級 とき・内容＝七月二十三日(水)、性格とは－高年者の心理。二十五日(金)、なかまづくりの心理学。二十九日(火)、集団で他人とうまくやっていくために。八月一日(金)、心と体の健康。五日(火)、呆けとその予防。八日(金)、いきがいの心理学。いずれも午後一時三十分から三時三十分まで 対象者＝六十歳以上の区民と関心のあるひと 申込み＝七月八日(火)から窓口で受付けます。

官公庁だより

公害防止管理者講習会

東京都公害防止管理者の資格が得られる講習会が開催されます。

講習の種類＝一～三級の資格講習、二～三級の一般講習 受講資格＝都内在住・在勤者で、七月十三日現在満二十歳以上のひと（資格講習には、さらに特定の資格が必要です） 講習日＝七月下旬から八月の間の都が指定する日 受講料＝二千六百円～三千百円 申込み＝七月十四日(月)、十六日(水)、十七日(木)、有楽町電気ビル十七階 問合せ＝東京都公害局総務部指導研修課☎214－七四一一、内線232・233

献血に協力を

七月二十四日(木)、秋葉原駅西口構内で、赤十字奉仕団の協力により採血を行います。ご協力を。

区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください

区立施設

巡回バス

六十五歳以上のひとに 医療費を助成

六十五歳以上のおとしよりが、健康保険証を使って診療を受けたときに本人が支払う医療費を助成する制度があります。

この制度には国と都の制度があり、国の制度では七十歳以上のひとに「㊗老人医療費受給者証」を、都の制度では六十五歳以上のひとに「㊞医療証」を交付しています。

どちらも助成される医療費の範囲は同じです。

なお、この制度には、所得制限が設けられています。

老人医療証が交付されないひと

つぎのひとには、老人医療証は交付されません。

- 社会保険の本人
- 所得制限基準額を超えるひと
- 生活保護を受けているひと
- 健康保険に加入していないひとや不明のひと

こんなときには届出を

- 加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき
- 社会保険の本人になったとき
- 生活保護を受けはじめたとき

七月から新しい老人医療証

この老人医療証が、七月一日から新しくなっていますので、治療を受けているひとは、新しい老人医療証を病院などの窓口に提出してください。

なお、古い医療証は、出張所か福祉課にお返しください。

＊

老人医療証についてのくわしいことは、福祉課医療助成係に問合せてください。

東京都老人パス 所得制限基準額が変りました

東京都には、七十歳以上の方が都内を走る地下鉄や、バス（特定路線を除く）、都電を無料で利用できる「東京都老人パス」の制度があります。

この老人パスを受けられるひとの所得制限基準額が七月から引上げられ、利用できるひとの範囲がひろがりました。

老人パスを新たに受けられるひとは、つぎのとおりです。

- 新しく㊗老人医療費受給者証が届いたひと
- 昭和五十四年中の所得が、基準額以下のひと

なお、すでに老人パスを持っているひとは、引続き使用できます。

老人パスの所得基準などくわしいことは、福祉課老人福祉係に問合せてください。

万一の交通事故にそなえて 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済制度は、不幸にして交通事故にあったとき、生命保険の加入に関係なく見舞金が贈られる制度です。

万一の交通事故にそなえてご家族で加入しましょう。

一人二口まで加入することができ、最高二百万円（二口の場合）の見舞金を贈ります。

加入できるひと　東京都二十三区内に住所のあるひと

掛金　一口年額三百円で一人二口まで

有効期間　加入日の翌日の午前〇時から一年間

見舞金　災害の程度により、掛金一口につき七千円から百万円まで（二口加入の場合は倍額）

加入方法

- 区役所、出張所にある「加入者証発行機」を使い一口につき三百円を入れ、申込用紙に必要事項を記入して加入
- 町会や会社などの団体で一括加入

なお、七十五歳（毎年九月十五日現在）以上のひとには、区が掛金を負担して、この交通災害共済に加入しています。

加入手続きや見舞金の請求などについてのくわしいことは、区役所交通災害共済窓口（☎264－〇一五一内線528）へ問合せてください。

国民年金 こんなときは届出を

国民年金の保険料を納めているひとや年金（老齢・障害・母子年金など）を受けているひとは、つぎのようなとき、必ず届出をしてください。

この届出を忘れると、年金を受けられなくなることがあります。

保険料を納めているひと

- 住所、氏名や保険料の払込方法を変更したとき
- 年金手帳をなくしたとき
- 保険料を納められなくなったとき
- 厚生年金、共済年金などの他の年金に加入したとき
- 付加年金を希望したり、辞退するとき
- 保険料を納めているひとが死亡したとき

年金を受けているひと

- 住所、氏名や年金の受取先を変更したとき
- 年金証書や支払通知書をなくしたり、届かなかったとき
- 二つ以上の年金を受けられるようになったとき
- 年金を受けているひとが死亡したとき

便利な口座振替を

国民年金保険料の納入にも電気やガスなどの公共料金と同じように、口座振替の制度があります。

この制度は、銀行などの預金口座から自動的に納められるため、忙がしいひとや留守がちのひとにとって、納めに行く手数がかからないばかりか、納期限内に確実に納められるという利点もあります。

手続きは、預金口座のある金融機関へ、預金通帳、年金手帳、印鑑をもって申込んでください。

問合せ　国民年金課